

議案第 9 4 号

関市小学校及び中学校の設置等に関する条例及び関市留守家庭児童教室条例の一部改正について

関市小学校及び中学校の設置等に関する条例及び関市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

洞戸地域及び板取地域の小学校並びに洞戸地域、板取地域及び武儀地域の留守家庭児童教室を再編するため、この条例を定めようとする。

関市小学校及び中学校の設置等に関する条例及び関市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例

(関市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 関市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和39年関市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表関市立板取小学校の項を削る。

(関市留守家庭児童教室条例の一部改正)

第2条 関市留守家庭児童教室条例(平成15年関市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表関市板取小学校区留守家庭児童教室の項を次のように改める。

関市洞戸小学校区板取留守家庭児童教室	関市板取1643番地17
--------------------	--------------

第2条第1項の表関市武儀小学校区東留守家庭児童教室の項中「関市武儀小学校区東留守家庭児童教室」を「関市武儀小学校区留守家庭児童教室」に改め、同表関市武儀小学校区西留守家庭児童教室の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、第2条の規定による改正後の関市留守家庭児童教室条例第2条第1項の表に規定する関市洞戸小学校区板取留守家庭児童教室及び関市武儀小学校区留守家庭児童教室に係る入室の申請の受付その他の準備行為をすることができる。